

役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人大阪日本民芸館（以下、本財団という。）定款第14条及び第31条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、本財団に常時勤務する者、又は評議員会及び理事会がその勤務形態等からこれと等しく取扱うことを決定した者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、役員報酬、役員及び評議員が受けるその他の財産上の利益をいう。
- （5）費用とは、役員及び評議員の職務執行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等支給金額の決定）

第3条 報酬等支給金額の決定は、次の各号に定めるところによる。

- （1）評議員については、本財団定款第14条に定める報酬等総額の範囲内で、この規程に基づき算定した額を、評議員会の決議により決定する。
- （2）役員については、報酬等総額を評議員会の決議により決定し、この規程に基づき算定した額を、理事については理事会の決議、監事については監事の協議により決定する。

（報酬等の支給）

第4条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として、次の各号に定めるところにより、役員報酬を支給することができる。

- （1）役員報酬は、原則として、月例報酬とする。
- （2）役員報酬は、役員1名につき300万円（年間報酬）を上限とし、第3条に基づき決定する。
- （3）役員に就任した場合、選任決議を行った評議員会の属する月の翌月1日から報酬を起算する。役員を退任した場合（死亡による直後を含む）は、退任月日が属する月の報酬全額を支給する。
- （4）役員報酬の計算においては、千円未満の端数は切り上げる。
- （5）役員報酬は、毎月20日に支給する。但し、その日が土曜日あるいは本財団又は取引銀行の休日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

2 本財団は、評議員会、理事会等の開催の都度、出席した評議員及び非常勤役員に対し、会議手当5千円を限度として支払うことができる。

（費用）

第5条 本財団は、役員及び評議員の職務遂行に伴う費用について、次の各号に定めるところにより、支払うことができる。

- （1）役員及び評議員が職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日か

ら遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- (2) 評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会等に出席した場合には、実費交通費相当額及び宿泊を要する場合には宿泊費相当額を支払うことができる。
- (3) 常勤役員の通勤交通費は、その通勤の実態に応じて職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規定の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により決定する。

附則

この規程は、公益財団法人大阪日本民芸館の設立の登記の日から施行する。